

資料
No. 1

暫定措置に係る論点について

○ 個別延長給付について

個別延長給付について

個別延長給付の支給要件

○個別延長給付は、次のいずれかに該当し、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者に対し支給される

(1) 45歳未満の求職者

(2) 直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域に居住する求職者

① 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上

② 当該地域における有効求人倍率が1倍未満

③ 雇用保険の基本受給率が全国平均以上

(3) 公共職業安定所長が、受給資格者の知識、技能、職業経験等を勘案して、再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

個別延長給付のうち公共職業安定所長要件による支給対象者

個別延長給付のうち公共職業安定所長要件対象者（上記（3））となるためには、以下に該当することが必要

受給者の知識、技能、職業経験その他の事情を勘案し、以下のいずれかに該当する者であって、再就職のために計画的な支援（※）を行う必要があると認めた者

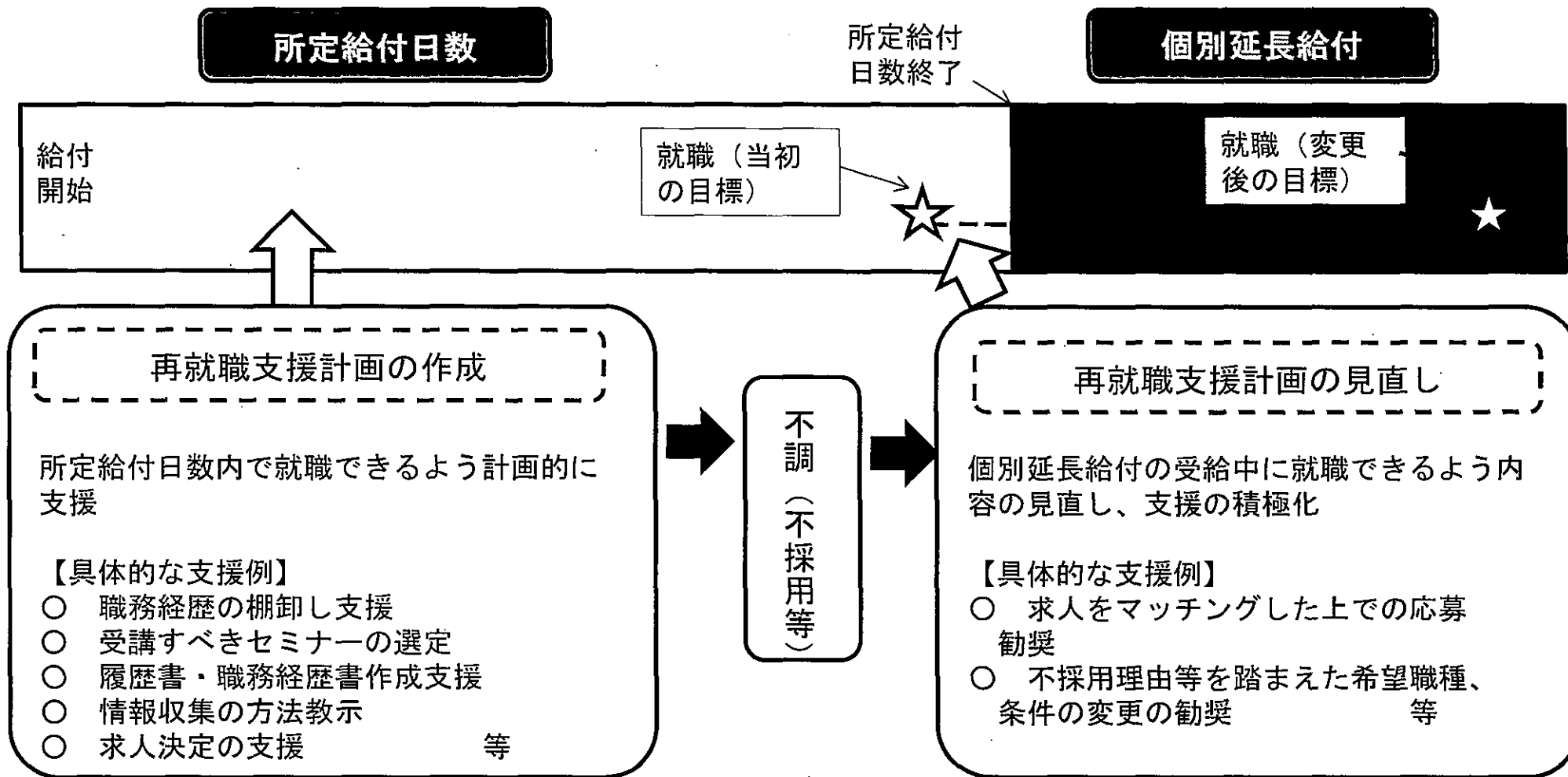
① 安定した就業の経験が少なく、離転職を繰り返している者

② 産業構造、労働市場の状況等からみて、再就職のために、その者が従事していた職種等を転換する必要があり、職業に就くことに時間を要する者

③ ①及び②のほか、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っており、かつ、公共職業安定所の職業指導を受けなければ、適切な職業選択を行うことが著しく困難である者

※ 再就職支援計画に基づく計画的な就職支援

個別延長給付受給者に対するハローワークの支援

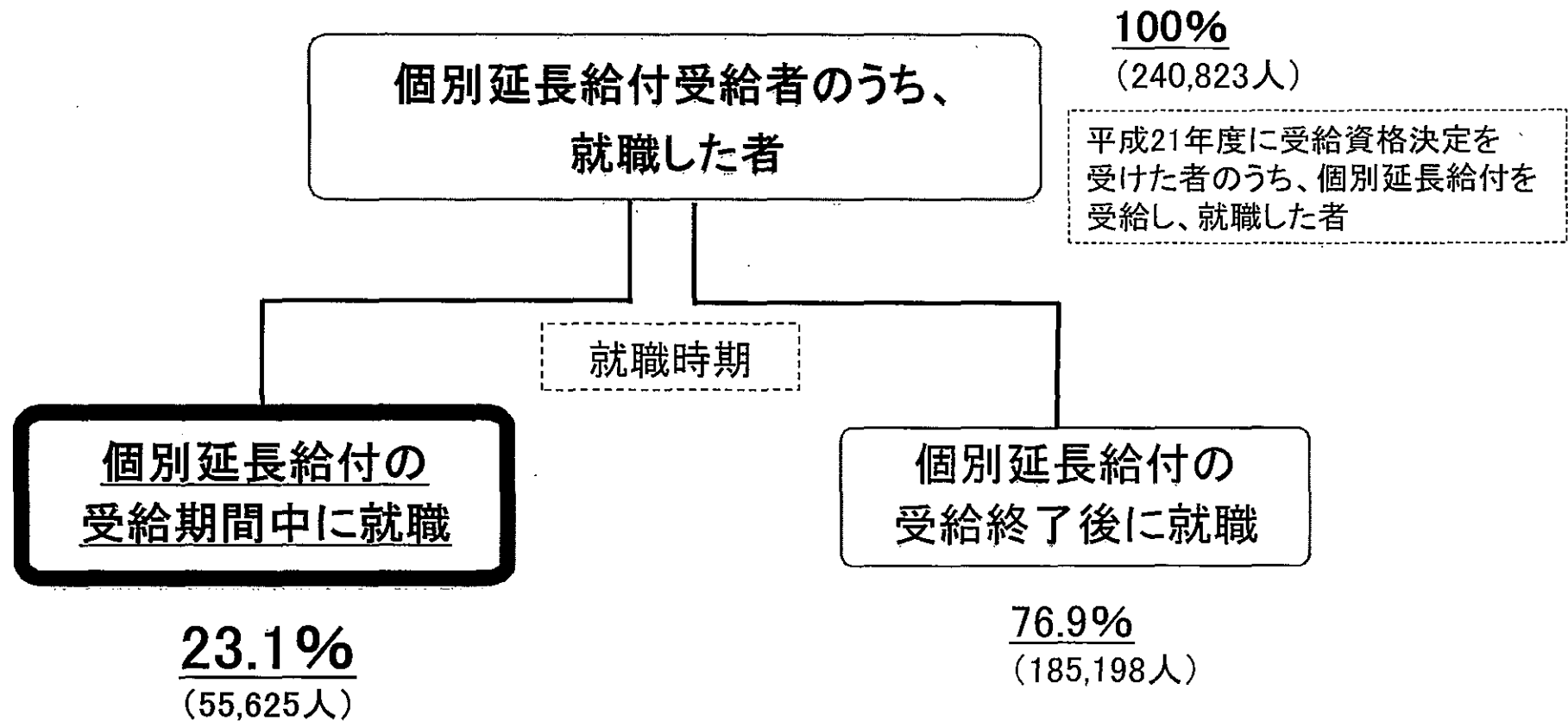


(※)

所定給付日数内は受給者本人が主体的に求職活動を行っていたが、就職の見込みが立たないため、所定給付日数終了前にハローワークが計画的支援を決定することもあり、その場合は個別延長給付受給中はハローワークによる支援が積極化。

個別延長給付受給者の就職状況

個別延長給付を受給した者のうち、就職した者の就職時期について調査したところ、受給者の約23%（約56,000人）は個別延長給付の受給期間中に就職していた。



※ 平成21年度の受給資格決定者のうち、個別延長給付支給終了後に就職した者の就職時期について、平成23年7月末時点の状況を特別に調査したもの。

個別延長給付の「インターバル」について

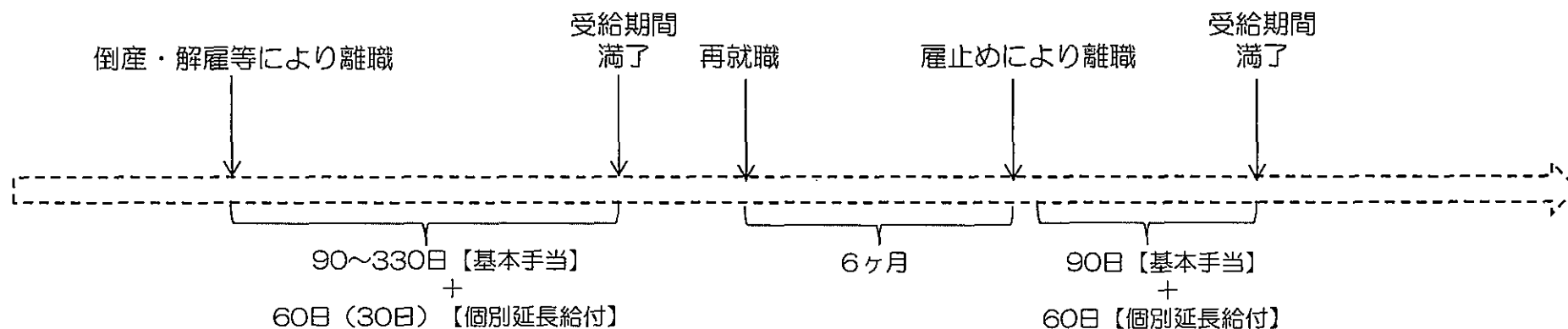
個別延長給付の対象者

- 以下のいずれかに該当する者であって、年齢や地域等を踏まえ、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等
 - ① 倒産・解雇等による離職者
 - ② 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者（本人が更新を希望した場合に限る）

延長される給付日数

- 60日間（被保険者期間20年以上の35～60歳未満の離職者は30日間）

【御指摘のあったケース（イメージ）】



【現行の取扱い】

- ⇒ 個別延長給付の受給後に就職し、再度離職した場合であっても、受給要件を満たせば、再度個別延長給付を受けることは可能

○ 受講手当について

受講手当の現状

○ 平成21年度以降、暫定措置として受講手当の金額を「500円」から「700円」に引き上げているが、基本手当受給者実人員に占める受講手当受講者実人員の割合に大きな変化はない。

年度	受講手当受給者 実人員(①)	基本手当受給者 実人員(②)	割合 (①／②)	給付費(千円)
平成14年	50,234	1,048,391	4.8%	6,800,905
平成15年	49,578	839,487	5.9%	6,026,165
平成16年	51,462	682,046	7.5%	6,059,237
平成17年	52,661	627,837	8.4%	6,207,424
平成18年	48,328	583,255	8.3%	5,729,690
平成19年	41,615	566,666	7.3%	4,899,274
平成20年	37,123	606,686	6.1%	4,183,514
平成21年	48,061	854,617	5.6%	7,458,314
平成22年	41,215	653,553	6.3%	6,533,690

雇用保険課調べ

公共職業訓練における教科書代等の分布状況

- 公共職業訓練の9割以上を占める6ヶ月以内のコースの教科書代等について調べると、その9割以上は1.5万円以内となっている。

I 平成23年度に実施される公共職業訓練(6ヶ月以内)の教科書代等(千葉県の場合)

①コース数	②総定員数	③教科書代等が約1.5万円以下のコースの総定員数	④教科書代等が約1.5万円以下で賄われる定員の割合
177	3,944人	3,717人	94%
		③教科書代等が約2.0万円以下のコースの総定員数	④教科書代等が約2.0万円以下で賄われる定員の割合
		3,842人	97%

II 平成23年度に実施される公共職業訓練(6ヶ月以内)の教科書代等(鹿児島県の場合)

①コース数	②総定員数	③教科書代等が約1.5万円以下のコースの総定員数	④教科書代等が約1.5万円以下で賄われる定員の割合
58	1,676人	1,556人	93%
		③教科書代等が約2.0万円以下のコースの総定員数	④教科書代等が約2.0万円以下で賄われる定員の割合
		1,616人	96%

III 平成24年1月開講の公共職業訓練の教科書代等(東京都・埼玉県の場合)

①コース数	②総定員数	③教科書代等が約1.5万円以下のコースの総定員数	④教科書代等が約1.5万円以下で賄われる定員の割合
57	1,467人	1,467人	100%

(出典)雇用保険課調べ